


# 「簡単連絡帳ぼけたん」 ASPサービス利用契約申込書

御中

裏面「ASPサービス【ぼけたん】使用許諾契約書」を承認の上、下記の通り申し込みます。

<input type="checkbox"/> 新規		<input type="checkbox"/> 変更		お申込日		平成 年 月 日	
ご契約者 (甲)	施設名	フリガナ				ご捺印欄  	
	代表者	フリガナ					
	住所	フリガナ					
都道府県		市区郡					
(〒 - )							
Tel:		Fax:					
お支払方法		<input type="checkbox"/> 銀行口座振替(毎月) <input type="checkbox"/> 銀行口座振替(一括年間前払い) <input type="checkbox"/> お振込(一括年間前払い) ※ 銀行口座振替を選択された方は、「預金口座振替依頼書」をご記入ください。					
ご利用 サービス	利用人数			名 ※10名単位でご記入下さい。		社員数	名
	ご利用コース	<input type="checkbox"/> A (10クラス迄:100名迄)					
		<input type="checkbox"/> B (15クラス迄:150名迄)					
		<input type="checkbox"/> C (20クラス迄:200名迄)					
		<input type="checkbox"/> D (25クラス迄:250名迄)					
		<input type="checkbox"/> E (30クラス迄:300名迄)					
		<input type="checkbox"/> F (35クラス迄:350名迄)					
		<input type="checkbox"/> ( ) (    クラス:    名) ※A-F以外の場合記入					
<input type="checkbox"/> クラス・利用人数追加 (5クラス:50名)							
代理店記入欄	コード	会社名		担当者			
KCO使用欄							

(乙)



## ■ASPサービス【ぼけたん】使用許諾契約書

本ASPサービス【ぼけたん】使用許諾契約書（以下、「本契約書」といいます。）は、「ぼけたん」に関して甲と乙との間に締結される法的な契約書です。「ぼけたん」は、著作権法、及び著作権に関する条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。「ぼけたん」はその利用を許諾されるもので販売されるものではありません。

### 第1条 定義

- (1) 「ASPサービス」とはApplication Service Provider（アプリケーションサービスプロバイダー）サービスを意味する略語で、インターネットを通じて顧客にビジネス用アプリケーションをレンタルするサービスの事をいいます。
- (2) 「ライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲内において「ぼけたん」を利用することができる権利をいいます。
- (3) 「パスワード」とは、ライセンスを許諾された場合に与えられる乱英数字等を言います。パスワードを「ぼけたん」に登録することにより、「ぼけたん」を利用することができます。1つのライセンス毎に1つのパスワードが与えられます。
- (4) 「登録ユーザー」とは、「ぼけたん」を使用する方として、「ぼけたん」に登録された方をいいます。
- (5) 甲は、甲の職員、及び保護者の方のみを登録ユーザーとして登録することができ、契約時にユーザー数の上限を設定します。
- (6) 1つのライセンスで複数の団体、施設で分割して使用することはできません。

### 第2条 使用範囲

- (1) 甲は、ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲で「ぼけたん」を使用するユーザーを登録することができます。登録ユーザーとして登録された方のみ、「ぼけたん」を使用することができます。
- (2) すでにライセンスの登録された「ぼけたん」に、ユーザー数追加等のためにユーザー数の契約内容変更をした場合、後から追加したユーザー上限数は、すでに登録されたライセンスに統合されるものとし、「ぼけたん」においては依然として1つのライセンスのみが有効であるものとみなします。

### 第3条 その他の条件

- (1) 甲は、甲の入力されたデータをバックアップすることのみを目的に「ぼけたん」を複製することができます。ただし、甲のデータバックアップを目的とした複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、甲の保有するものと第三者の保有するものとを問わず、いかなるコンピュータ上においても並行して使用されないことを条件とします。甲は、「ぼけたん」を、バックアップする目的以外の複製をすることはできません。
- (2) 甲は、「ぼけたん」の貸与、リース、担保設定等をすることはできません。また、ライセンスを譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。よって甲はいかなる状況においても、甲以外の法人または団体及び、その他個人に対して、「ぼけたん」を使用する権利を与えることはできません。
- (3) 甲は、「ぼけたん」をリバースエンジニアリング、または「ぼけたん」の派生ソフトウェアを作成することはできません。また、「ぼけたん」に関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。
- (4) 本契約書は、甲に対し、株式会社ジェイビーニュース（以下、「ジェイビーニュース」という。）及び株式会社熊本コンサルティングオフィス（以下、「KCO」という。）の商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。本契約書で明記されていない権利については、ジェイビーニュース並びにKCOに留保されます。

### 第4条 本契約の解除、及び終了

- (1) 甲が本契約の条項及び条件の1つにでも違反した場合、乙及びKCO並びにジェイビーニュースは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。
- (2) 本契約の解除に伴って「ぼけたん」の全部または一部が利用不可能となることによって、甲ならびに第三者が被った損害等について、乙及びKCO並びにジェイビーニュースは一切責任を負いません。

### 第5条 保証の制限

- (1) 甲は、「ぼけたん」が正常に作動している状態で発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、業務停滞、第三者からのクレーム等）ないし危険はすべて甲のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。
- (2) 乙及びKCO並びにジェイビーニュースは本契約締結時における「ぼけたん」と同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

### 第6条 責任の制限

- (1) いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、乙及びKCO並びにジェイビーニュースは、甲、その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。なお、本プログラムが日本国内において、第三者の知的財産権を侵害するものとして、甲が第三者から請求を受けた場合、乙及びKCOはジェイビーニュースに対し本プログラムを第三者の知的財産権を侵害しないものに変更するよう進言し努力するものとします。ただし、ジェイビーニュースが、相当の期間において当該変更の努力を行ってもなお、第三者の知的財産権侵害が解消されないか、または「ぼけたん」を使用できる状態にすることができなかった場合のみ、乙は、甲が乙に対して支払った「ぼけたん」ライセンスの使用金額を上限に、甲に対して損害賠償金額をお支払するものとします。
- (2) 甲が、甲ご自身が利用する目的で「ぼけたん」を修正されたことを起因として発生した損害についても、乙及びKCO並びにジェイビーニュースは一切責任を負いません。「ぼけたん」の修正は甲ご自身の責任と費用をもって行ってください。

### 第7条 パスワード情報の守秘義務と不正使用の禁止

甲は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後を問わず、いかなる場合においても本契約において知り得た、「ぼけたん」のコード・構造・編成等に関する情報、ならびにパスワードに関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはなりません。

### 第8条 著作権等

- (1) 「ぼけたん」（HTMLプログラム部分及び各画面表示部分を含む一切）、「ぼけたん」に関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件的知的財産権」といいます。）は、ジェイビーニュースに帰属します。
- (2) 本件的知的財産権は、著作権法及びその他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、甲はこれらを他の著作物と同様に扱わなければならないものとします。

### 第9条 「ぼけたん」の更新

「ぼけたん」の更新は、インターネット環境全体の変遷に対応するため、「ぼけたん」の一部、もしくは全部を甲に予告なく更新される場合があります。

### 第10条 準拠法及び雑則

- (1) 本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。
- (2) 本契約書ないし「ぼけたん」に関して紛争が生じた場合には、訴訟額に応じて、乙の居する地方裁判所または簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることに甲も乙も合意するものとします。

### 第11条 その他

甲が入手した「ぼけたん」に、本契約と異なる条項の使用許諾契約及び条件が添付されている場合は、ジェイビーニュースによって特に本契約と異ならしめるものと明記してあるものを除き、甲による「ぼけたん」の使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。

### 第12条 使用期間

末尾に記載する。

### 第13条 使用料金

末尾に記載する。

### 第14条 協議事項

この契約書に定めのない事項、及び疑義の生じた事項については、甲、並びに乙が協議して定めるものといたします。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、記名捺印の上、各自その1通を保有するものといたします。

- 使用期間 平成 年 月 日より平成 年 月 日までとする。  
※使用期間満了前に甲、乙いずれかより解約の申し出が無い場合は、自動的に委託期間を1年間継続いたします。
- 導入料金は 円（うち消費税 円）といたします。
- 使用料金は月額 円（うち消費税 円）といたします。